

募集要項

－寄付金のご応募は任意です－

1. 募金の名称
- 龍谷大学付属平安高等学校・中学校創立150周年記念事業募金
2. 募金の目的
- 龍谷大学付属平安高等学校・中学校創立150周年記念事業に係る特色ある教育活動及び生徒活動支援並びに施設設備等の充実のため
3. 募金目標額
- 1 億円
4. 募金の期日
- 2027（令和9）年3月まで
5. 募 金 額
- 口数は特に定めておりませんが、出来ますれば複数口でのご協力をお願いいたします。

1. 保護者（平安保護者会）	1 口	1 万円
2. 卒業生（平安同窓会）	1 口	1 万円
3. 一般（個人）	1 口	1 万円
4. 関係法人（事業者等）	1 口	10万円
5. 教職員（法人役員等を含む）	1 口	5 万円

※上記の金額にかかわらず、1口未満のご寄付もありがたくいただきます。

6. 寄付金払込方法

①「振込取扱票」によるお申し込みについて

同封の振込取扱票に、必要事項をご記入のうえ、最寄りの郵便局にてお振り込みください。

②「クレジット決済」によるお申し込みについて

お申し込み方法の詳細につきましては、本校ホームページをご覧ください。

<https://www.heian.ed.jp/150th/>

7. 芳 名 録

①ご寄付の際にご芳名の記載をご承諾いただいた場合は、芳名録（冊子）及び本校ホームページ上の「Web芳名録」にお名前を掲載させていただきます。

②多額のご寄付を賜りました方々のご芳名を、校内に設置（2027年4月予定）する寄付者銘板にて、末永く顕彰させていただきます。

■ 個 人：30万円以上 ■ 法 人（団体・グループ含む）：100万円以上

8. 寄付金額取書 学校法人龍谷大学発行の領収書を送付いたします。

9. 顕彰について ささやかではございますが、寄付金額に応じた記念品を贈呈させていただきます。

10. お問い合わせ先 龍谷大学付属平安高等学校・中学校 事務部（担当：近藤・小川）
電話 075-361-4231

税の優遇措置について

< 個人からのご寄付の場合 >

本校への寄付金は、文部科学省より寄付金控除の対象となる証明を受けています。寄付金控除には、下記の[A]税額控除制度と[B]所得控除制度の2種類があり、確定申告の際には、寄付者ご自身においてどちらか一方の制度をご選択ください。また、個人住民税についても控除される場合があります。

[A] 税額控除制度

寄付金額から2千円（税額控除額）を引いた額の40％が、税額控除対象額となります。寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、小口寄付の減免効果が高くなるのが特徴です。

（寄 付 金 額^{※1}－2千円）×40％＝寄付金控除額^{※2}

※1 寄付金の合計額は、所得金額の40％相当額が限度。

※2 寄付金控除額は、所得税額の25％相当額が限度。

[B] 所得税控除制度

寄付金額から2千円を差し引いた金額を所得金額から控除できる制度です。

所得控除後、所得金額に応じた税率を掛けて税額を算出します。

所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の減税効果が高いのが特徴です。

寄 付 金 額^{※3}－2千円＝寄付金控除額

※3 寄付金の合計額は、所得金額の40％相当額が限度。

個人住民税

学校法人に対する個人からの寄付の地方住民税における税額控除について、都道府県・市町村が条例で本校を指定している場合、各年の寄付金のうち、2千円を超える額について税額控除されます。

税額控除率は、都道府県指定の場合は4％、市町村指定の場合は6％で、都道府県と市町村のいずれからも指定されている場合は、合計10％となります。

なお、本校が指定されているかどうかは地方団体によって異なりますので、指定の有無については、個人住民税の課税地の地方団体にお問い合わせください。

< 法人からのご寄付の場合 >

法人様が本校に対して行った寄付金につきましては、法人税法に基づき、当該事業年度の損金に算入することができます。

損金算入の方法には、「受配者指定寄付金」と「特定公益増進法人に対する寄付金」の2種類がございます。

1. 受配者指定寄付金

寄付金の全額を寄付した事業年度の損金にすることができます。この税法上の優遇措置を受けるためには、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という）宛に申込手続をする必要がありますが、事業団への諸手続は本校で行います。なお、損金算入手続きには、事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。「寄付金受領書」は、本校を経由して寄付者にお送りいたします。

2. 特定公益増進法人に対する寄付金

法人様が本校に寄付された場合、特定公益増進法人に対する寄付金として一定の限度額までが損金に算入できます。また、特定公益増進法人に対する寄付の損金算入限度額を超える部分の金額は、「その他の法人等」への寄付として損金算入ができます。

損金算入は、本校発行の「寄付金領収証」および「特定公益法人であることの証明書^⑤」（領収証の裏面に印刷）によって法人税減免の手続きをすることができます。

損 金 算 入 限 度 額	
1. 受配者指定寄付金	寄付金の全額が損金算入できる
2. 特定公益増進法人に対する寄付金	①資本基準額＋②所得基準額）×1/2 ①資本基準額＝資本金額（期末資本金額＋期末資本積立額）×事業年度月数/12ヵ月×3.75/1000 ②所得基準額＝当期所得金額×6.25/100